

補助金交付申請の際に必要な書類

- 1 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 改修計画書（第2号様式）・改修計画書附票（第2項様式の2）
※ 改修の概要については間取りがわかる程度の図面に、改修工事の箇所及び内容を明示すること。
- 3 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（下記のうちいずれか1つ）
 - (1) 固定資産納税通知書（納税者住所氏名及び固定資産の課税明細部）の写し【コピー】
※令和3年6月以降申請は、令和3年度のものとする
 - (2) 固定資産家屋台帳の写し【窓口で交付されたもの】…資産税課・各地域センター（1通300円）
※中央地域センターを除く
 - (3) 名寄帳の写し【窓口で交付されたもの】…資産税課・各地域センター（中央地域センターを除く）、各市民サービスコーナー（1通300円）
 - (4) 建物登記事項証明書…長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 095-826-8127（1通600円）
- 4 市税の納付を確認できるもの
 - (1) 完納証明書（申請者分）…各地域センター（1通300円）
- 5 見積書
 - (1) 申請者宛てであることがわかるよう記載してあり、見積日、請負者の住所、氏名、押印があるもの。
 - (2) 工事を行う箇所及び内容がわかるよう項目毎に算定し、消費税額の記載も必要。
- 6 着工前写真
 - (1) 建物全体（建物がわかる外観）及び施工予定箇所（工事を行う各部分毎）の写真
※ 屋根塗装・瓦葺替など足場を架けないと写真が撮れない箇所は、誓約書を徴したうえで受け付けます。
- 7 その他の提出書類（該当する場合のみ）
 - (1) 手続きを代理人が行う場合 …… 委任状（第3号様式）
 - (2) 住宅を所有する予定の者（要綱第2条第2号） …… 売買契約書の写し等
 - (3) 住宅の所有者が死亡しており未相続の場合 …… 戸籍謄本又は戸籍抄本（住宅所有者との続柄がわかるもの）
※ 所有者の死亡及び申請者との続柄を確認するため、確認のため複数枚必要となることがある。
 - (4) 単身赴任等で所有者が補助対象住宅に居住していない場合（要綱第2条第4号）
 - 住宅改修工事にかかる委任状（第3号様式の2）
 - 補助対象住宅の所有者の住民票の写し【窓口で交付されたもの】
 - 補助対象住宅所有者と申請者の続柄が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本
※ 所有者と申請者との続柄を確認するため、確認のため複数枚必要となることがある。

完了実績報告の際に必要な書類

（※ 事業完了後30日以内又は令和4年3月10日のいずれか早い日に提出）

- 1 完了実績報告書（第10号様式） ※ 印鑑は申請書と同じもの
- 2 工事完了証明書（第11号様式） ※ 印鑑は見積書と同じもの
- 3 完成写真
※完了時に確認できない工種のみ施工中の写真も必要
- 4 工事代金の支払がわかる書類（領収書、受領書等）
※ 印鑑は見積書と同じもの
- 5 アンケート
- 6 その他の提出書類（該当する場合のみ）
 - (1) 申請の段階で補助対象住宅に居住していなかった者 …… 住民票の写し【窓口で交付されたもの】
 - (2) 申請の段階で住宅を所有する予定であったもの（要綱第2条第3号） …… 建物登記事項証明書